

# 愛川町スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの全国大会及び国際大会(以下「大会」という。)に出場することにより、本町の社会体育の振興に寄与すると認められる個人又は団体に対し、出場経費の一部を交付することについて愛川町補助金の交付等に関する規則(昭和54年愛川町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 全国大会 国民体育大会、各種の全日本選手権大会及び全都道府県の選手を出場の対象とした全国規模のスポーツ大会で、社会教育活動の一環として開催されるものをいう。

(2) 国際大会 オリンピック大会、アジア大会、各種の世界選手権大会及びこれらに類するスポーツ大会をいう。

(交付の対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、前条各号に掲げる大会に出場する町内に居住する個人又は町内に所在する団体とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表に定める額とする。

(交付の回数)

第5条 奨励金の交付回数は、全国大会、国際大会への出場に対し、会計年度においてそれぞれ年1回とする。

(申請手続)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、愛川町スポーツ全国大会等出場奨励金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(奨励金交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、愛川町スポーツ全国大会等出場奨励金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに愛川町スポーツ全国大会等出場結果報告書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第9条 町長は奨励金の交付を受けた者が大会に出場しなかったときは、奨励金交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表(第4条関係)

区 分		交付金の額	
全 国 大 会	個 人	国民体育大会・日本選手権規模の全国大会	10,000円
		産業別・年齢別等の全国大会規模の大会 (実業団・社会人・インターハイ・インカレなど)	7,000円
		地方予選を経た全国大会規模の大会 (子供対象・レクリエーション的なもの)	5,000円
	団 体	個人の金額に出場選手(監督、コーチを含む。)の員数を乗じて得た額を限度に、その都度町長が決定した額 (上限100,000円)	
国 際 大 会	個 人	国内(一律)	10,000円
		国外(一律)	30,000円
	団 体	個人の金額に出場選手(監督、コーチを含む。)の員数を乗じて得た額を限度に、その都度町長が決定した額 (上限100,000円)	